

令和2年度

全国労働衛生週間実施要領

～ 令和2年度スローガン ～

みなおして 職場の環境 からだの健康

◎準備期間：9月1日～30日 ◎本週間：10月1日～7日

会長メッセージ

令和2年度の全国労働衛生週間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

初めに、熊本県南部をはじめとした7月の豪雨災害にてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、我が国においても4月に緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて国民が一体となった協力が求められました。そして現在では、「三つの密」を避けることの徹底や「新しい生活様式」の推進など、これまでとは違う社会生活や企業活動などが求められています。

一方、建設業に従事する労働者の健康を巡る状況は、平成31年/令和元年の業務上疾病を見ると、605人（前年比92人減）と大幅に減少しましたが、脳・心臓疾患に係る労災補償請求件数は130件で前年比31件の増加と、大変憂慮すべき状況にあります。また、石綿を原因とする肺がん及び中皮腫の労災支給決定件数は、近年、建設業が共に全体の約半数以上を占めており、2030年頃には石綿含有建材を用いた建築物等の解体工事件数がピークを迎えると予想されています。

このような状況の中、7月に「石綿障害予防規則」等が改正され、今後は解体・改修作業を行う建築物における石綿等の使用の有無についての事前調査を、講習修了者により行うことが義務づけられるなど、解体工事における石綿の飛散・ばく露防止対策の徹底が強く求められることとなります。また、6月に「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則」も改正され、トンネル建設工事における切羽付近の粉じん濃度の測定や有効な呼吸用保護具の使用、作業主任者の業務の追加などが義務化されます。

当協会においては、これら省令の改正に基づく技能講習等に対応すべく準備を進めています。

会員の皆様におかれましては、現場で働く方々の健康の保持・増進、職場環境の改善に努める観点からずい道等建設工事労働者の健康情報の一元管理に向けた「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への積極的な登録を積極的にお願ひ致します。また、労働者のメンタルヘルス対策が一層その必要性を増していることから、建設現場において「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を実施していただきたいと思ひます。

そして、本実施要領を参考に経営トップの明確な方針のもと、労働衛生意識の高揚を図ると共に、企業の実態に即した効果的な労働衛生管理活動を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

令和2年9月

建設業労働災害防止協会
会長 今井雅則



全国労働衛生週間ポスター No.2 福本 莉子
コードNo.760202

I 趣 旨

本年度の全国労働衛生週間は、厚生労働省の「令和2年度 全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、下記のスローガンのもとに展開される。

みなおして 職場の環境 からだの健康

この全国労働衛生週間を契機に、経営トップをはじめとした関係者は、労働者の健康保持・増進等の重要性についてさらに認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりを目指し、効果的な労働衛生管理活動を実施する。

※上記の「実施要綱」は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

II 会員が実施する事項

会員は本実施要領をもとに、企業の実態に即して必要な項目を盛り込んだ実施計画を作成し、積極的に推進する。また、実施計画の作成にあたっては「令和2年度 建設業労働災害防止対策実施事項」(23～32頁)の「Ⅳ-3 職業性疾病予防のための具体的対策」及び「Ⅳ-4 心身の健康確保のための具体的対策」等も活用する。

※上記の「令和2年度実施事項」は、当協会のホームページに掲載しています。

準備期間 (9/1～9/30) の実施事項

☑チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

項 目	チェック	実 施 内 容
<重点事項> 新型コロナウイルス 感染防止対策の実施	<input type="checkbox"/>	(1) 作業開始前の検温等による体調確認の徹底
	<input type="checkbox"/>	(2) 手洗いやマスクの着用など、感染防止対策の徹底
	<input type="checkbox"/>	(3) 事務所や休憩所、トイレ等、複数人が使用する場所の定期的な洗浄・消毒の実施
	<input type="checkbox"/>	(4) 三つの密（密閉・密集・密接）を避けた作業管理体制の確立
	<input type="checkbox"/>	(5) 「建設現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止チェックリスト」の活用
	<input type="checkbox"/>	(6) 上記のほか、「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」（全建）等のガイドラインに基づく感染防止対策の実施
1 労働衛生管理体制の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 店社及び作業所の労働衛生管理体制の見直しと充実
	<input type="checkbox"/>	(2) 店社及び作業所の安全衛生計画に基づく労働衛生管理活動の一層の推進
	<input type="checkbox"/>	(3) 国際基準に対応した「ニューコスモス」及び中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の導入と定着
2 作業環境管理の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 粉じん等の有害要因にさらされる作業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及び結果に基づく作業環境の改善
	<input type="checkbox"/>	(2) 高齢労働者や女性にも配慮した休憩室やトイレの設置
	<input type="checkbox"/>	(3) 事務所や現場の緑化等、快適な職場環境の形成の推進
	<input type="checkbox"/>	(4) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症対策の実施
3 作業管理の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した措置の推進
	<input type="checkbox"/>	(2) 作業手順・作業方法等の労働衛生面の見直しと改善
	<input type="checkbox"/>	(3) 適切・有効な保護具等の選択と使用及び保守管理の徹底
	<input type="checkbox"/>	(4) 自動化・省力化等による作業者の負担軽減の推進
4 健康管理の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 一般健康診断及び特殊健康診断等の確実な実施
	<input type="checkbox"/>	(2) 各種健康診断の結果に基づく有所見者の健康情報の適切な取扱いの徹底及び産業医等への適切な情報提供
	<input type="checkbox"/>	(3) 有所見者への産業医等による保健指導及び意見を勘案した適正配置や作業時間短縮等の実施
	<input type="checkbox"/>	(4) 働く人の心身の健康保持増進のための「心とからだの健康づくり」の計画的な実施
5 労働衛生教育の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 建設業に不慣れな作業員（新規参入者や新規雇入れ者）への安全衛生教育の確実な実施
	<input type="checkbox"/>	(2) 従事する作業環境を考慮した健康教育の実施
	<input type="checkbox"/>	(3) 危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
	<input type="checkbox"/>	(4) 各種保護具の適切な使用及び管理方法等に関する教育の徹底
	<input type="checkbox"/>	(5) 病気を治療しながら働く人に対する理解の促進
6 職業性疾病 予防対策の充実	<input type="checkbox"/>	(1) ラベル（絵表示）、SDS（安全データシート）等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱い作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の徹底（「ラベルでアクション」の取組の推進）
	<input type="checkbox"/>	(2) 危険性・有害性の高い化学物質取扱い作業における、適切な保護具の使用の徹底

6 職業性疾病 予防対策の充実	(粉じん)	<input type="checkbox"/> (1) 建築物の解体工事等における湿潤化及び粉じん等の飛散防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> (2) ずい道等建設工事における坑内換気の徹底 <input type="checkbox"/> (3) アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業等に係わる粉じん発散低減措置及び有効な呼吸用保護具等の使用の徹底 <input type="checkbox"/> (4) じん肺健康診断の実施の徹底 <input type="checkbox"/> (5) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の徹底
	(石綿等)	<input type="checkbox"/> (1) 建築物等の解体・改修工事における、石綿等の使用の有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査の徹底 <input type="checkbox"/> (2) 石綿等を使用した建築物の解体工事等における、適正な隔離、隔離空間の負圧化等による飛散防止対策及びばく露防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> (3) 石綿等の除去作業において有効な呼吸用保護具等の使用の徹底 <input type="checkbox"/> (4) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康診断結果の適切な保存
	(その他)	<input type="checkbox"/> (1) 腰痛・振動障害・騒音障害等の予防のための、作業時間・作業量・作業方法の検討及び改善の推進 <input type="checkbox"/> (2) 屋内・坑内等での内燃機関使用場所や酸素欠乏危険場所等における作業開始前の測定、有効な呼吸用保護具等の使用及び換気の徹底 <input type="checkbox"/> (3) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
7 現場における メンタルヘルス対策の推進		<input type="checkbox"/> (1) 安全施工サイクルを活用した、建災防方式健康KYによる心身の健康状態の把握と、無記名ストレスチェックの結果に基づいた職場環境改善の実施 <input type="checkbox"/> (2) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及び事業主が講ずるべき適切な措置の実施 <input type="checkbox"/> (3) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口の活用 <small>(毎週月曜日13時～16時(祝日・年末年始を除く) TEL: 03-3453-0974)</small> <input type="checkbox"/> (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する小規模事業所支援の活用
8 健康障害防止対策の充実		<input type="checkbox"/> (1) 事業主による労働時間の把握と、過重労働(時間外・休日労働等)による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇の取得促進 <input type="checkbox"/> (2) 長時間労働者に対する面接指導等の実施の徹底 <input type="checkbox"/> (3) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策の実施

本週間(10/1～10/7)の実施事項

1 労働衛生意識の高揚	<input type="checkbox"/> (1) 経営トップ等による作業員全員に対するメッセージの伝達 <input type="checkbox"/> (2) 店社または作業所単位の安全衛生大会等の開催 <input type="checkbox"/> (3) 労働衛生に関する標語等の募集と表彰 <input type="checkbox"/> (4) 健康確保や快適な職場づくりに積極的な協力会社及び作業グループ等に対する表彰 <input type="checkbox"/> (5) 家庭における健康保持に関する情報の提供
2 安全衛生活動の実施	<input type="checkbox"/> (1) 経営トップ等による作業所や寄宿舎等へのパトロール・点検の実施 <input type="checkbox"/> (2) 各種保護具、消火設備、AED等の総点検 <input type="checkbox"/> (3) 作業所一斉の4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)による作業環境の整備
3 安全衛生教育・訓練等の実施	<input type="checkbox"/> (1) 労働衛生に関する勉強会や講演会等の実施 <input type="checkbox"/> (2) 現場緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
4 そのほか、本週間にふさわしい行事の実施	

Ⅲ 協会が実施する事項

本部及び支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

- 1 メンタルヘルス対策の推進
- 2 建設業における化学物質取扱い作業等の危険・有害業務のリスクアセスメントの推進
- 3 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への健診情報等の登録促進
- 4 健康確保等に関する安全衛生講習会の実施
- 5 会員企業及び支部分会の要請に応じた、安全管理士・安全指導者による労働衛生パトロール(職場巡視)等への支援
- 6 国際基準に対応した「ニューコスモス」及び中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及促進
- 7 「建設業労働災害防止規程」「第8次労働災害防止5カ年計画」「令和2年度建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
- 8 労働衛生に関する広報資料及び最新情報の提供
- 9 のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
- 10 そのほか、本週間にふさわしい労働衛生活動の実施

資料 1

建設業における業務上疾病の発生状況

1. 業務上疾病者数・年千人率の推移（平成 27 年～平成 31 年／令和元年）

全産業の疾病者数 8,310 人のうち、建設業は 605 人で全体の 7.3%（前年 8.0%）となっている。

年	業種 項目	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数年千人率	疾病者数（人）	疾病者数年千人率
平成 27 年		641	0.2	7,368	0.1
平成 28 年		614	0.2	7,340	0.1
平成 29 年		665	0.2	7,844	0.1
平成 30 年		697	0.2	8,684	0.2
平成 31 年／令和元年		605	0.2	8,310	0.1

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

$$2. \text{疾病者数年千人率} = \frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$$

2. 業務上疾病発生状況の推移（平成 27 年～平成 31 年／令和元年）

平成 31 年／令和元年の建設業における疾病者数 605 人のうち、最も多かったのが「災害性腰痛」の 190 人（31.4%）で、昨年最多だった熱中症よりも多かった。

（単位：人）

年	業種	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年／令和元年	
		建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業
疾病分類											
(1) 負傷に起因する疾病 (うち災害性腰痛)		326 (201)	5,339 (4,521)	319 (195)	5,574 (4,722)	362 (230)	5,963 (5,051)	286 (171)	5,937 (5,016)	299 (190)	6,015 (5,132)
物理的 要因 疾病	(2) 有害光線による疾病	1	5	2	9	-	5	-	5	2	13
	(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(4) 異常気圧下による疾病	2	15	2	10	3	19	1	11	3	22
	(5) 異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	122 (113)	642 (464)	118 (113)	650 (462)	144 (141)	719 (544)	245 (239)	1,394 (1,178)	159 (153)	1,039 (829)
	(6) 騒音による耳の疾病	4	7	3	6	4	8	-	2	1	9
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	4	26	5	28	4	22	4	25	3	35
	作起 業因 態 す る に 疾 病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	10	125	5	75	7	115	4	119	10
(9) 負傷によらない業務上の腰痛		4	29	3	29	-	27	1	27	2	33
(10) 振動障害		1	5	1	2	2	4	-	5	1	4
(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		7	182	6	153	7	159	3	217	7	210
(12) (8)～(11)以外の原因による疾病		1	78	5	52	1	73	2	89	3	92
(13) 酸素欠乏症		2	9	4	13	1	5	-	7	1	5
(14) 化学物質による疾病（がんを除く）	40	247	49	215	45	222	60	263	41	220	
(15) じん肺症及びじん肺合併症（休業のみ）	92	251	71	210	56	191	57	165	46	164	
(16) 病原体による疾病	6	201	6	125	11	105	6	171	4	113	
がん	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	(18) 化学物質によるがん	2	3	2	3	-	-	-	-	1	2
	(19) (17)、(18) 以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等	17	204	13	186	18	207	28	246	22	216	
合計	641	7,368	614	7,340	665	7,844	697	8,684	605	8,310	

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第 35 条によるものを整理したものである。

3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。

4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

3. 酸素欠乏症発生状況の推移 (平成27年～平成31年/令和元年)

平成31年/令和元年の全産業の被災者数は5人、うち建設業は1人となっている。

(単位：人)

業種	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年
建設業		2(1)	3(0)	1(1)	0(0)	1(1)
全産業		9(6)	13(4)	5(5)	7(6)	5(5)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調

注：1.()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

4. 硫化水素中毒発生状況の推移 (平成27年～平成31年/令和元年)

平成31年/令和元年の全産業の被災者数は5人、うち建設業は0人となっている。

(単位：人)

業種	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年
建設業		1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
全産業		5(1)	3(0)	7(2)	10(4)	5(1)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調

注：1.()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

5. 振動障害の推移(平成26年度～平成30年度)

平成30年度の全産業の振動障害労災新規認定数は281人、うち建設業は137人(48.8%)と高い割合となっている。

(単位：人)

業種	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建設業		159	144	173	139	137
林業		44	41	35	35	24
鉱業		23	32	28	46	31
採石業		1	2	6	6	8
製造業		38	35	27	32	30
その他		16	22	17	33	51
全産業		281	276	286	291	281

資料：厚生労働省「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)調

注：各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数。

6. 熱中症の推移(平成27年～平成31年/令和元年)

(単位：人)

業種	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年	合計
建設業		113(11)	113(7)	141(8)	239(10)	153(10)	759(46)
警備業		40(7)	29(0)	37(2)	110(3)	73(4)	289(16)
製造業		85(4)	97(0)	114(0)	221(5)	184(4)	701(13)
運送業		62(1)	67(0)	85(0)	168(4)	110(2)	492(7)
その他		164(6)	156(5)	167(4)	440(6)	309(5)	1,236(26)
全産業		464(29)	462(12)	544(14)	1,178(28)	829(25)	3,477(108)

資料：厚生労働省「職場における熱中症による死傷災害の発生状況調

注：()は死亡者数。

7. 肺がん・中皮腫の件数の推移(平成27年度～令和元年度/支給決定件数)

(単位：件)

業種	分類	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業		181	292	227	283	178	292	214	312	238	356
全産業		363	539	387	540	335	564	376	534	373	640

資料：厚生労働省「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ調

注：1.()は、全産業に占める建設業の割合。

2. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。

3. 令和元年度は速報値。

8. 脳・心臓疾患の件数の推移(平成27年度～令和元年度)

(単位：件)

業種	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		111	28	98	18	112	17	99	14	130	17
全産業		795	251	825	260	840	253	877	238	936	216

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況調

9. 精神疾患の件数の推移(平成27年度～令和元年度)

(単位：件)

業種	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		95	36	108	54	114	51	129	45	93	41
全産業		1,515	472	1,586	498	1,732	506	1,820	465	2,060	509

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況調

1 熱中症とは

「熱中症」とは、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、血液の循環や体温などを調整する機能がうまく働かなかったことで発生する障害の総称です。



◆ 熱中症＋コロナ対策！ ◆

マスクの着用について

マスクの着用は、飛沫の拡散予防となり感染対策として有効ですが、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、屋外で人との十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

マスクを着用する場合には、強い負荷の作業は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。

また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩することも必要です。

厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントより



商品名：新型コロナウイルス感染症
拡大防止対策ポスター
コードNo：761950
価格：200円 仕様：B2判

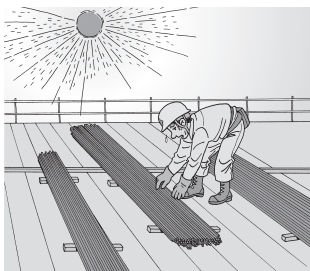
建設現場における
新型コロナウイルス
(COVID-19)
感染症拡大防止チェックリスト
(現場監督者用)



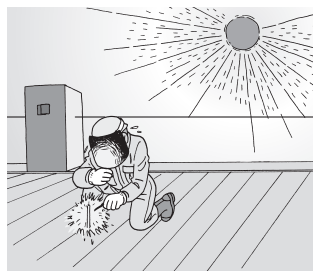
建災防HPから
チェックリストが
ダウンロードできます。

2 熱中症が発生しやすい主な作業

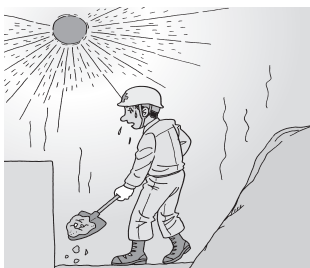
炎天下の屋外作業場や、気温が高く湿気の多い場所、風通しが悪く蒸し暑い場所、石綿除去作業場などでの作業は、熱中症にかかる危険が非常に高くなります。



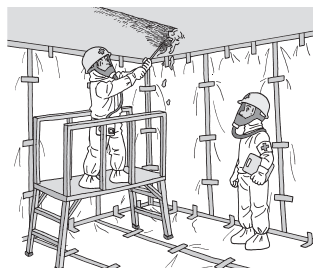
フラットデッキ上の高温下での作業（例）



炎天下での溶接作業（例）



炎天下での床付け作業（例）



石綿除去作業（例）

3 熱中症が発生する仕組みと症状

熱中症の重症度（危険度）にしたがって、軽症（Ⅰ度）、中等症（Ⅱ度）、重症（Ⅲ度）に分類しています。このような症状が出たら要注意です。

軽症（Ⅰ度）

「熱けいれん」

多量の発汗と塩分の不足により発症。

- めまい・失神、こむらがり、ものすごい汗



中等症（Ⅱ度）

「熱疲労」

脱水が進行して全身のたるさや集中力の低下した状態。

- 頭痛、吐き気、力が入らない

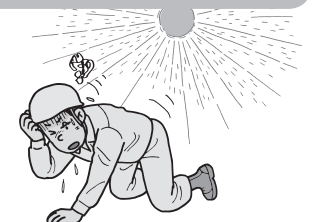


重症（Ⅲ度）

「熱射病」

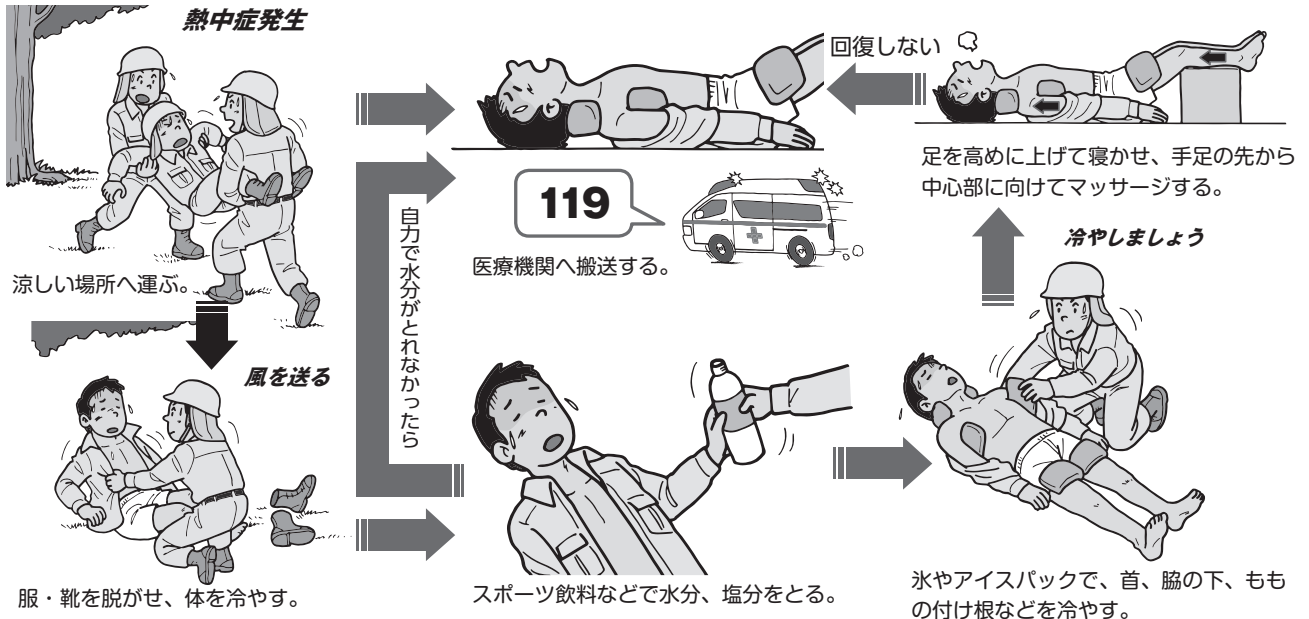
熱疲労を放置すると、致命的な「熱射病」に至ります。これは脳神経まで影響を及ぼした状態。

- 意識の混濁、全身のけいれん、体に触れると熱い



4 建設現場における救急措置

熱中症の発生と救急措置



◆ 熱中症を甘くみていると、あっという間に手遅れになるほど進行が早く危険ですが、素早い対処と適切な処置ができれば、早期に回復に向かう可能性が高まります。

5 予防方法

① 熱（暑熱）への順化

熱への順化とは、熱に慣れ、作業に適応することをいいます。

- ◆ 急に気温や湿度が上がる日（特に、梅雨から夏期になる時期）の作業や、炎天下での作業に慣れていない作業者は、体調には特に注意をし、こまめな休憩をとるように心がけましょう。

② 水分及び塩分の摂取

のどが渴いたと思ったときは、すでに脱水症状の始まりです。

- ◆ 水分・塩分補給用スポーツドリンク又は経口補水液などを、20～30分ごとにコップ1～2杯程度とるようにしましょう。



【本資料は、以下の冊子より抜粋したものです。なお、ご注文等は8頁に掲載のお問合せ先までお願い致します。】



商品名：携帯用 新型コロナウイルス感染症対策を実施している建設現場等で
熱中症を防ぐためのポイント
(朝礼・昼礼時等 教育用テキスト)
コードNo：142810
価格：200円 仕様：A6判、13頁

**今年の夏は、新型コロナウイルス対策による熱中症リスクも
考慮した対応をお願いします！**

資料3

令和2年度 全国労働衛生週間行事計画表(例)

この週間行事計画表を参考にして、現場独自の「週間行事計画表」を作成しましょう。

行事 月日	項目	実施内容	行事 月日	項目	実施内容
10月 1日 (木)	趣旨徹底の日	1. 社長メッセージの伝達 2. 全国労働衛生週間の意義と重要性の強調並びに行事予定の説明 3. 労働衛生に関するポスターや垂れ幕等の掲示	5日 (月)	労働衛生に関する研修会・講習会等の日	1. 総点検の結果についての検討会や安全衛生協議会等の開催 2. 業務上疾病の防止についての研修会、視聴覚教材等を活用した労働衛生教育の実施
2日 (金)	総点検の日	1. 機械・工具・設備・作業方法等の衛生面からの点検 2. 各種保護具の使用及び保管状況の点検 3. 危険・有害物の使用及び保管状況の点検 4. 作業場所、休憩所、寄宿舎、食堂等の衛生管理状況の点検	6日 (火)	避難・救護訓練の日 健康診断日	1. 火災や酸欠等の緊急事態を想定した避難・救護訓練の実施 2. 巡回検診車等を利用した健康診断の実施 3. 健康相談、健康測定の実施
3日 (土)	家族健康の日	1. 家族みんなで健康について考える 2. 心とからだの健康チェック	7日 (水)	反省の日	1. 全国労働衛生週間を通しての反省、今後の労働衛生管理の在り方や取り組み方等について討議・検討 2. 優良な協力会社・作業グループ・個人等の表彰
4日 (日)	休養の日	ゆっくりと休養			

令和2年度 全国労働衛生週間・新型コロナウイルス対策用品のご案内

労働衛生週間ポスター

- ・No.1 星乃明日美 コードNo.760201
- ・No.2 福本莉子(スローガン) コードNo.760202
- B2判 各¥200 印刷50枚以上



No.1 星乃明日美

労働衛生週間ワッペン



コードNo.780230
 ¥860 10枚1組
 (7.5×6cm)
 ビニール製
 印刷50組以上

労働衛生週間タオル

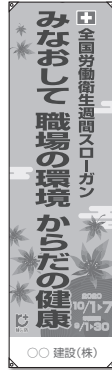
コードNo.880240
 ¥3,210 10本1組 (34×85cm) 綿製
 個包装(のし付) 印刷10組以上



労働衛生週間のぼり・横幕



(スローガン)
 コードNo.880221 ¥1,600
 (70×220cm) ポリエステル製 紐付

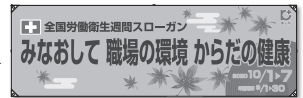


コードNo.880200 ¥1,600
 (240×70cm) ポリエステル製
 紐付 印刷5枚以上

(スローガン)
 コードNo.880210 ¥1,600
 (240×70cm) ポリエステル製
 紐付 印刷5枚以上



コードNo.880220 ¥1,600
 (70×220cm) ポリエステル製 紐付



コロナウイルス対策タオル

コードNo.880510
 ¥3,210 10本1組 (34×85cm) 綿製
 個包装(のし付) 印刷10組以上



コロナウイルス対策ワッペン



コードNo.783110
 ¥460 5枚1組
 (7.5×6cm)
 ビニール製

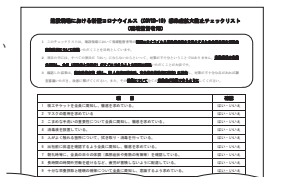


コロナウイルス対策のぼり

コードNo.883140 ¥1,600
 (240×70cm) ポリエステル製 紐付 印刷5枚以上

コロナウイルス感染症防止チェックリスト

コードNo.144010
 ¥50 A4判、PP貼り、
 表面マット加工
 鉛筆で記入可



お申し込みは、「建災防 本部 教材管理課」、
 「最寄りの支部(東京以外)」へお願いいたします。
 TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735
<https://whk.kensaibou.or.jp/asp/index.asp>

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課 (TEL 03-3453-8202) までお願いします。

広報企画委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

委員長 西本 徳生 前(一社)全国登録教習機関協会 専務理事	委員 黒川 兼正 (株)竹中工務店 安全環境本部長
委員 石沢 正弘 (一社)日本建設団体工業団体連合会 副会長	委員 藤 恭二 飛鳥建設(株) 安全環境部長
委員 井上 聖 (株)大林組 安全品質管理本部 安全管理室 部長	委員 竹尾 透 大成建設(株) 安全本部 安全部長
委員 神田 道宏 清水建設(株) 安全環境本部 安全部長	委員 中鶴 政浩 前田建設工業(株) 安全・品質・環境監査部 安全・品質・環境部長